



～ 職場内での回覧をお願いします～

皆様の取組が保険料率に反映します！！ インセンティブ制度について

「インセンティブ制度」とは？

平成30年度から導入された、加入者の皆様の取組を2年後の健康保険料率に反映させる仕組みです。47都道府県支部を順位付けし、**上位23支部**に入ると**報酬金の付与による健康保険料率の引き下げ**を受けることができます。

※令和4年度実績から上位15支部が対象となります。

詳細はこちら



【山梨支部総合順位（令和3年度実績）】

令和5年度の保険料率に反映

28位 / 47支部



◆インセンティブ各指標の順位◆

評価項目	順位
特定健診等の受診率	14位
特定保健指導の実施率	15位
特定保健指導対象者の減少率	44位
要治療者の医療機関受診率	24位
ジェネリック医薬品の使用割合	13位

◆保険料率引き下げのためにできること◆

- ① 毎年健診を受診する
- ② 保健指導を利用する（対象者のみ）
- ③ **健診結果等を参考に生活スタイルを見直す（食生活改善・適度な運動等）**
- ④ **健診結果で要治療または要再検査となった場合は早急に医療機関を受診する**
- ⑤ お薬の処方を受ける時はジェネリック医薬品を選択する

・・・・・・・・・・ **事業主様へのお願い** ・・・・・・・・・・

令和3年実績で山梨支部の総合順位は28位となり、今年度はインセンティブの付与を受けることができませんでした。山梨支部では**特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率改善が課題**となっております。山梨支部も皆様の健康保持の取組を全力でサポートいたしますので、特定保健指導の利用勧奨、健診結果で要治療となった方への医療機関への受診勧奨にご理解ご協力をお願いいたします！！

企画総務グループ（055-220-7751）



全国健康保険協会 山梨支部

協会けんぽ

055-220-7750（代表）



〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12
甲府ニッセイスカイビル7階

8：30～17：15（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
申請書はホームページからダウンロードできます

（山梨支部）



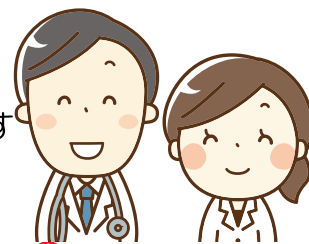
（ホームページ）

健診受診の際は 協会けんぽの補助をご利用ください！！

協会けんぽにご加入の35歳～74歳の被保険者（本人）の方は、「生活習慣病予防健診」を受診することができます。定期健康診断にも代えて受診できる協会けんぽの健診はおトクがいっぱいです！！

3つのおトク！！

- ① がん検診がセット…定期健康診断+がん検診が受けられます
- ② 特定保健指導が無料…専門家が生活習慣改善をサポートします
- ③ 健診費用を補助します…令和5年度から補助額が増えました



さらに

定期健康診断として利用すると…

定期健康診断（事業者健診） 8,360円
（例 税抜7,600円で算出 健診機関により金額は異なります）

生活習慣病予防健診 最大 5,282円
（がん検診を含む一般健診費用）

約3,000円／人
おトク！！

3月下旬に、事業所様へ緑色の封筒で『健診対象者一覧』等をお送りしていますので、詳細は同封のパフレットをご覧くださいか、協会けんぽのホームページをご覧ください！！



詳しくはこちら

保健グループ（055-220-7754）

「被扶養者異動届」の提出はお済みですか？

4月は、扶養に入っていた方が就職等を理由に、ご自身で勤務先の健康保険に加入することの多い時期です。

このように被扶養者の異動がある場合は、お手続きが必要です。

事業所様へのお願い

- ① 従業員様へ被扶養者の異動の有無をご確認ください。
- ② 扶養解除の場合は、速やかに保険証を回収のうえ、「被扶養者（異動）届」※と併せて日本年金機構へご提出ください。

※ 詳細は日本年金機構へお問い合わせください。

